

## 金融庁月刊オンライン広報誌

# アクセス FSA 第 103 号 (2012 年 1 月)

http://www.fsa.go.jp/access/index.html



「中小企業等の金融の円滑化に関する意見交換会」 で挨拶をする自見大臣 (12月9日)



「中小企業金融に関する経済産業省との意見交換会」で、枝野経済産業大臣(右)と握手する自見大臣 (経済産業省にて) (12月28日)

## 目次

【トピックス】  ○中小企業金融円滑化法の期限の最終延長等について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
【お知らせ】 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
【金融ここが聞きたい!】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・13
【12 月の報道発表】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・13
【12月のアクセス数の多いページ】・・・・・・・・・・・・15

## 【トピックス】

## 中小企業金融円滑化法の期限の最終延長等について

金融庁は、平成23年3月の中小企業金融円滑化法の期限延長後、その施行状況や効果・影響等を注視 してまいりました。これまで把握した状況を踏まえると、基本的に、中小企業金融円滑化法の取組みは定 着してきていると考えられる一方、貸付条件の再変更等が増加しているなどの問題を指摘する声もありま

このような点を勘案すると、金融規律の確保(健全性の確保・モラルハザード防止)のための施策を講 じる一方、金融機関によるコンサルティング機能の一層の発揮を促すとともに、中小企業者等の真の意味 での経営改善につながる支援を強力に推し進めていく(出口戦略)必要があります。

このためには、外部機関や関係者の協力も得つつ、検査・監督上の対応も含め、総合的な出口戦略を講 じることにより、中小企業者等の事業再生等に向けた支援に軸足を移していかなければなりません。一方 で、そうした移行は円滑に進めていく(「ソフトランディング」)必要があるため、現行の中小企業金融円 滑化法を今回に限り平成 25 年3月末まで再延長するとともに、中小企業者等に対し事業再生等の支援措 置を集中的に講じていくことが適当と判断いたしました。

なお、このうち、中小企業金融円滑化法を再延長するための改正法案については、平成24年1月27 日に国会に提出されたところです。

金融庁としては、このような施策を推進することにより、金融機関の業務の健全かつ適切な運営の確保 に配意しつつ、金融の円滑化を図るとともに、中小企業者等の経営改善を積極的に支援してまいります。

【平成23年12月27日公表】

#### 中小企業金融円滑化法の期限の最終延長等について

#### これまでの取組み

中小企業金融円滑化法(21年12月施行)の期限延長とともに、金融機関によるコンサルティング機能の発揮の促進等を実施

#### 今後の対応

#### 基本的な考え方

- 金融機関の金融円滑化への対応状況は、貸付条件の変更等の実行率が9割を超える水準となっているなど、基本的には、その取組みは定着してきていると考えられる。
- で、貸付条件の再変更等が増加している、貸付条件の変更等を受けながら経営改善計画が策定されない中小企業者も ているなどの問題を指摘する声もある。

#### 具体的な対応

<u>外部機関や関係者の協力</u>も得つつ<u>総合的な出口戦略</u>を講じ、中小企業者等の事業再生等に向けた支援に<u>軸足を移行。</u> こうした移行を円滑に進めていく(「ソフトランディング」)必要があるため、中小企業金融円滑化法を今回に限り1年間再 延長するとともに、<u>以下の施策を集中的に推進</u>。

- I. 金融の円滑化
- ・ 金融機関によるコンサルティング機能の一層の発揮 ✓ 金融機関によるコンサルティング機能の一層の発揮 ✓ 新規融資の促進を図るための、資本性借入金等の活用及び動産担保融資(ABL)等の開発・普及等 ✓ 金融機関の事務負担の軽減を図るための開示・報告資料の更なる簡素化等

- Ⅲ. 中小企業等に対する支援措置
  - デイルエネラに対する文法が自由 企業診断、最適な解決策の提示・支援を図るためのコンサルティング機能の発揮等、地域密着型金融の深化の徹底 中小企業再生支援協議会との連携強化
- ※ 詳しくは、金融庁ウェブサイトの「中小企業等に対する金融円滑化対策について」から、「金融担当 大臣談話-中小企業金融円滑化法の期限の最終延長等について-」、 「中小企業金融円滑化法の期限の 最終延長等について」(12月27日)にアクセスしてください。

## 銀行等保有株式取得機構及び生命保険契約者保護機構について

- 1.銀行の財務の健全性を確保するためのセーフティネットとしての役割を果たすことを目的とした銀行等保有株式取得機構(平成14年1月設立)による銀行保有株式等(注)の買取期限は、平成24年3月末とされております。
  - (注) 買取対象
    - ・ 銀行等の保有する株式、優先株式・優先出資、ETF、J-REIT
    - 持合事業法人の保有する銀行株、優先株式・優先出資
- 2. また、生命保険契約者保護機構(平成10年12月設立)が破綻した生命保険会社に対して行う資金援助の財源について、民間負担のみでは賄えない場合に行われる政府補助も、同じく平成24年3月末までの破綻が対象とされております。
  - (注) 生命保険会社が破綻した場合の生命保険契約者保護機構による資金援助の財源としては、
    - (1)機構の会員である生命保険会社が事前に積み立てた資金(限度額:4,000 億円、平成23年3月末 積立残高:162 億円)
    - (2)機構による政府保証付借入(限度額:4,600億円)が充てられ、
  - (3) それでも足りない場合、一定の要件の下で政府補助(法律で定めた時限措置)ができることとなっている。
- 3. 我が国の金融システムは相対的に安定しているところではありますが、東日本大震災の影響や、欧州 債務危機を端緒とする世界的な金融資本市場の混乱等が続いている状況に鑑み、
  - ・経済・株式市場が互いに悪影響を及ぼし、スパイラル的に悪化することを防ぐため、銀行等保有株式 取得機構が、株式処分の受け皿、セーフティネットとしての役割を果たすこと(注)
  - ・生命保険契約者保護機構がセーフティネットとしての機能を万全に果たすこと は引き続き重要であります。
  - (注) バーゼル III の実施に伴い所要自己資本等が段階的に引き上げられること等から、銀行等の保有株式 等の処分のニーズは依然として高い。
- 4. このため、株式等の買取期限及び政府補助の期限を5年間延長することが適当であり、次期通常国会にそのための法案を提出することとしたいと考えております。
  - (注)銀行等保有株式取得機構について、株式買取資金の調達のための政府保証枠として引き続き 20 兆円を設定。
- ※ 詳しくは、金融庁ウェブサイトの「報道発表資料」から<u>「銀行等保有株式取得機構及び生命保険契約者保護機構について(自見内閣府特命担当大臣平成23年12月27日閣議後記者会見)」(12月27日)にアクセスしてください。</u>

## 平成24年度税制改正大綱における金融庁関係の主要項目について

平成24年度税制改正大綱が平成23年12月10日に閣議決定されました。 金融庁関係の主要項目としては、

- 1. 信託会社等が、東日本大震災により被災した一定の地方公共団体との信託契約に基づき、その地方公共団体の所有する土地の上に一定の施設を建築する場合において、その施設の用に供する土地及び建物の所有権に係る信託の登記に対する登録免許税を非課税とする。
- 2. 東日本大震災により被災した一定の地方公共団体との間に完全支配関係にある内国法人(公社等)が発行する利益連動債(「日本版レベニュー債」)について、非居住者等が受ける振替公社債の利子等の非課税制度の対象とする。
- 3. 平成26年に上場株式等の配当・譲渡所得等に係る税率が20%本則税率となることを踏まえ、平成25年度税制改正において、公社債等に対する課税方式の変更及び損益通算範囲の拡大を検討する。

- ※また、損益通算が認められる対象範囲に、信託会社の国内にある営業所に信託された上場株式等で、 外国証券業者への売委託により譲渡するもの等を追加。
- 4. 非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税(「日本版 I S A」)について次の措置を講ずる。
  - (1) 非課税口座年間取引報告書に記載すべき事項のうち、繰越取得対価の額の記載を不要とする。
  - (2) 非課税口座開設確認書の交付申請書と非課税口座開設届出書について、これらの書類を同時に金融商品取引業者等の営業所の長に提出できる取扱いとする。
- 5. 国際課税原則については、「総合主義」に基づく従来の国内法上の規定を「帰属主義」に沿った規定 に見直すとともに、これに応じた適正な課税を確保するために必要な法整備に向け、具体的な検討を 行う。

などの内容が盛り込まれています。

※ 詳しくは、金融庁ウェブサイトの「報道発表資料」から<u>「平成24年度税制改正大綱における金融庁</u> 関係の主要項目について」(12月12日)にアクセスしてください。

## 業務改善命令を発出した生命保険会社 10 社の改善状況について

金融庁は、平成20年7月に、保険金等の支払漏れ(保険事故が発生し、主たる保険金等の支払は行われているにもかかわらず、保険会社が他の保険金等について保険契約者等から請求がなかった等のため支払っていなかったことをいう。以下同じ。)等が多数多額に認められ、経営管理態勢及び業務運営態勢に一層の改善の必要が認められた10社に対して、業務改善命令を発出し、改善状況の報告を求めてきました。http://www.fsa.go.jp/news/20/hoken/20080703-6.html (生命保険会社10社に対する行政処分について)

平成23年12月16日に、金融庁は、この改善状況の定期報告義務を解除するとともに、改善状況の公表を行ったところです。

ここでは、定期報告義務の解除にあたって、(1) 態勢整備の改善状況、(2) 保険金支払漏れの状況、(3) 今後の方針について解説させていただきます。

#### 1. 態勢整備の改善状況

#### (1) 発生原因

金融庁が業務改善命令を発出した平成20年当時、保険金等の支払漏れ等が多数発生していましたが、この発生は、以下のような態勢面の不備によるものでした。

- ○経営陣をはじめ会社全体として、保険金等の支払漏れ等の発生を防止することの必要性の認識 が不十分であったこと。特に、契約者等に対して請求案内を行うことの重要性についての認識 が不十分であったこと
- ○保険金等の支払漏れ等に焦点を当てた実効性のある内部監査が実施されていなかったこと
- ○保険金等の支払漏れ等を未然に防止するために必要なシステムの整備、漏れなく請求案内を行 う事務プロセスの整備、支払査定者間の相互チェックなど人為的ミスを排除するための態勢整 備に不備が見られたこと
- ○保険金等の支払事由の特性等を考慮した支払担当者等に対する研修及び教育態勢が不十分であったこと
- ○保険金等の請求漏れを未然に防止するための契約者等に対する注意喚起や具体的な保険金等の請求方法についての情報提供といった契約の保全業務態勢が不十分であったこと

#### (2) 具体的な改善策

業務改善命令を受けた保険会社各社では、問題のあった態勢について経営陣が中心となって以下のような対応を行っています。

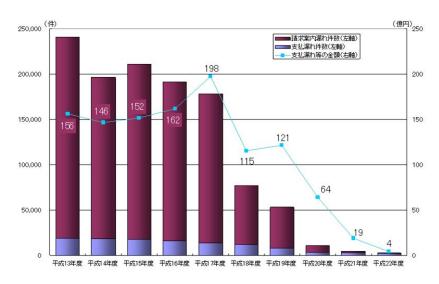
○支払いに結び付く可能性があるものについて、支払時又は支払後直ちに請求案内を実施するなど、従来の保険契約者等からの申し出を待つ受動的な態勢から、能動的な態勢構築

- ○少なくとも半期ごとに、専門人員による保険金等の支払漏れ等に焦点を当てた実効性のある内 部監査の実施
- ○診断書の電子化や機械査定システムの導入、並列的な査定態勢や査定者以外の者による支払後 検証等の人為的ミスを防ぐ態勢整備
- ○体系的な研修プログラムやeラーニングシステムによる支払担当者等に対する研修及び教育態 勢の強化
- ○過去の支払実績の通知、契約者等が保険金等の請求時にほかに請求できるものがないかセル フチェックするためのチェックシートの情報提供
- ○保険契約者にとって、支払事由がより分かりやすいものとする観点から、保険商品の改定・ 廃止

などこれらに加え、生命保険協会においては、「保険金等の請求案内事務に関するガイドライン」 (請求案内の内容・方法・タイミングや、保険契約者等による保険事故発生の認知を確保するための説明方法等について基本的な考え方を示したもの)を作成するなど、業界全体としての取組みも行っております。

#### 2. 保険金支払漏れの状況等

上記1のような態勢整備により保険金等の支払漏れ等は平成17年度に約178,000件、約198億円発生していたものが、平成22年度には、約2,000件、約4億円まで減少しています。



また、平成22年に発生している支払漏れ等については、その大半(約8割)は、上記態勢整備に記載した支払後検証や内部監査等により自ら発見しているものとなっています。

しかしながら、減少しているとはいえ、平成22年度においても支払漏れ等は発生しており、各社では発生した支払漏れについて、支払漏れ等が発生する都度、発生原因の解明を行い、必要な対策を講じる態勢の整備を図っています。以下は、発生した支払漏れ等についての具体的な対応状況です。

- ○支払漏れが発生した同一疾病に複数の関連用語がある場合に、一部の用語の見落としにより、支 払漏れが発生していたことから、速やかに支払漏れの発生した用語についてのキーワードの追加 を行うよう態勢の整備を行った。
- ○契約の変更により、支払漏れ(入院日額の誤り)が発生していたことから、契約変更が行われている場合は、給付金の支払後、重点的に検証することとした。

#### 3. 今後の方針

保険金支払業務の改善について終わりはなく、保険金等支払管理態勢の更なる充実を図っていく観点から、生命保険協会及び生命保険会社各社に対し、以下の点について要請を行いました。

- ○生命会社各社の支払漏れ等の発生状況について定期的な公表を行うこと
- ○保険金等の支払いに関して保険契約者等から幅広くご相談いただけるようにするため、注意喚 起情報等の募集文書の内容の充実等
- ※ 詳しくは、金融庁ウェブサイトの<u>「業務改善命令を発出した生命保険会社 10 社の改善状況について」</u> (12月16日) にアクセスしてください。

# 「『店頭デリバティブ市場規制にかかる検討会』における議論の取りまとめ」 について

平成 21 年9月に、G20 ピッツバーグ・サミット首脳声明において「遅くとも 2012 年末までに、標準化されたすべての店頭 (OTC) デリバティブ契約は、適当な場合には、取引所又は電子取引基盤を通じて取引され、中央清算機関を通じて決済されるべきである。店頭デリバティブ契約は、取引情報蓄積機関に報告されるべきである。」とされた店頭デリバティブ市場規制について、我が国では、平成 22 年改正金融商品取引法において、標準化された取引に係る清算集中や取引情報の保存・報告制度などを整備したところです。

他方で、標準化された店頭デリバティブ取引に一定の要件を満たした電子取引基盤等の利用を義務付けることについては、当時の諸外国の制度整備に向けた動きや国際的な議論の進展状況等を踏まえ、制度化は見送られましたが、その後、我が国店頭デリバティブ取引も増加傾向にあるほか、国際的な議論や諸外国の制度整備に向けた検討も進められつつあります。

そこで、金融庁政務三役の指示のもと、金融機関、清算・振替機関、有識者等をメンバーとする「店頭デリバティブ市場規制にかかる検討会」を設置し、平成23年11月から計4回にわたり所要の検討を行うとともに、清算集中、取引情報の保存・報告についても、平成22年改正金融商品取引法で規定された事項の具体化の方向性を議論し、その結果を平成23年12月26日に「『店頭デリバティブ市場規制にかかる検討会』における議論の取りまとめ」として公表致しました。

取りまとめの概要は、以下のとおりです。

- 1. 店頭デリバティブ市場における電子取引基盤の利用
- (1) 我が国における制度整備の目的等
  - ○価格形成の公正性を含む取引の実情にかかる当局のモニタリング
  - ○あらかじめ定められたルールに基づく、信頼性の高い方法による取引を通じ、<u>金融危機の際に市場</u>の安定化に貢献
  - ○価格透明性の向上による、将来的な市場の効率性向上や市場参加者の拡大への期待
  - ○約定から決済までの一連の事務を電子化する STP (Straight Through Processing) 化の促進 (オペレーショナルリスクの低減、事務の効率化)
- (2) 制度的枠組みのあり方
  - ○対象者: <u>当初は</u>、金融商品取引業者等のうち、対象取引の取引量(残高、頻度)が多い、いわゆるディーラー的な立場の者同士の取引を対象とし、その後、必要に応じ拡大することを検討する。
  - ○対象取引:一定の標準化と流動性を備え、かつ清算機関を通じて取引される取引とする(まずは<u>円</u>建て金利スワップ(プレーンバニラ型)を想定)。
  - ○利用が義務付けられる電子取引基盤の要件:電子取引基盤の提供者に対し、<u>第一種金融商品取引業者としての登録</u>を求めるとともに、制度趣旨を実現するため、<u>取引記録の保存・公表や当局への報告、公正な取引ルールの整備等を課す。</u>
  - ○外国の電子取引基盤の取扱い:外国の電子取引基盤に対し、<u>海外当局の監督対象下にあり、当局間の協調監督枠組みがあること等を条件に、</u>我が国で<u>登録無しに電子取引基盤を提供できる特例</u>を設ける。
  - ○施行時期:電子取引基盤提供者・利用者双方の十分な準備のため、<u>速やかに制度整備</u>を行う一方、施行までに一定の期間(最大3年程度)を置く。
- 2. 清算集中制度及び取引情報の保存・報告制度の具体化
- (1) 平成 22 年改正金融商品取引法において整備された両制度について、内閣府令等により規定される 具体化の方向性を記載。
- (2) <u>両制度とも段階的に導入</u>することとし、まずは<u>店頭デリバティブ取引の残高・頻度の多い金融商品取引業者等を主な対象</u>とする。

本取りまとめの内容を踏まえ、金融庁としては、今後速やかに必要な制度整備を行っていくこととしています。

※ 詳しくは、金融庁ウェブサイトの「報道発表資料」から<u>「『店頭デリバティブ市場規制にかかる検討</u> 会』における議論の取りまとめについて」(12月26日)にアクセスしてください。

## 「金融庁業務継続計画」の改定について

今般、金融庁では、東日本大震災において、これまでの想定を上回るレベルの災害が発生したことを受け、当時の経験や教訓を整理するとともに、これまでの業務継続体制の実効性を高める観点から、「金融庁業務継続計画(首都直下地震対応編)」の改定を行いました。以下、本計画の概要を説明します。

#### 1. 非常時優先業務

想定災害発生時において、金融庁が実施・継続する必要があると考えられる最小限の業務(「非常時優先業務」)は以下の通り。

- (1) 災害対策本部(本部長:大臣)の設置・運営
  - ○政府災害対策本部、財務省、日銀との連絡調整
  - ○職員の参集・配置に関する総合調整
- (2) 金融市場・金融機関等における状況の確認
- (3) 国民、金融機関、海外当局等への情報発信
- (4) 金融庁システム (EDINET) の管理・運用
- (5) 金融機関に対する被災者支援の要請 等

#### 2. 改定の主なポイント

- (1) 職員の参集体制
  - ○非常時優先業務を実施・継続するための参集要員については、公共交通機関が途絶しても本庁舎に確実に参集できるよう、自宅から本庁舎に徒歩で参集できる職員を指定。
  - ○非常時優先業務を持たない課室の中で本庁舎の近隣に居住する職員により構成する参集予備者 を新設。
- (2)優先業務チェックリスト
  - ○本庁舎に参集した職員が実施すべきことを明確に把握できるよう、非常時優先業務のチェック リストを新たに作成。幹部職員はこのリストにより各課室の優先業務を総合調整。
- (3) 権限委任
  - ○権限委任については、災害対策本部長(大臣)が指揮をとれない場合の代行順位を第7順位まで定めるほか、各非常時優先業務における権限者の代行順位を第5順位程度まで登録。
- (4) 執務環境の確保
  - ○優先業務を実施・継続するための情報提供手段や通信手段、備蓄等の体制整備の状況をより具体的に規定。
- (5) 教育・訓練
  - ○従来防災訓練や研修を実施してきたが、その内容については、実効性の高いものとなるよう、 金融システムを巡る環境の変化等を踏まえ、絶えず見直す。

#### 3. 今後の課題

- (1) 金融機関等の関係者との連絡手段の強化
  - ○各課室が非常時優先業務を円滑に実施できるよう、引き続き、衛星携帯電話の増設など、金融 機関等の関係者との連絡手段の強化に努める。
- (2) 想定災害発生時における広報活動の継続体制の強化
  - ○関東地方が広域に被災する場合やインターネットが長期間使用できなくなる場合に備えて、金

融庁ウェブサイトのバックアップ・センターの設置や他機関のウェブサイトを活用する広報活動を検討する。

- (3) 首都圏が広節囲に被災する場合の業務継続体制の検討
  - ○首都圏が広範囲に被災する場合に備えて、今後、代替拠点で円滑に業務が継続できるよう、政 府全体での検討状況を踏まえ、更なる検討を進める。

地震等の発生時における業務継続体制の強化には不断の努力が必要です。今後も金融庁では業務継続体制の強化に向けて更なる取組みを行うこととしますが、同時に金融機関等に対しても業務継続体制の検証を求めるなど、引き続き、関係機関と緊密に連携をとりつつ、金融システム全体において、地震等のリスクに対してしなやかで強靭な業務継続体制を構築することを目指すこととします。

※ 詳しくは、金融庁ウェブサイトの「報道発表資料」から<u>「金融庁業務継続計画」の改定について</u> (12月14日) にアクセスしてください。

### <金融庁と関係機関等との概念図(イメージ)>



## 【お知らせ】

○「東日本大震災関連情報」について

金融庁では、引き続き、以下を窓口として「東日本大震災関連情報」を提供しています。

#### ○金融庁ウェブサイト

「東日本大震災関連情報」

(URL:http://www.fsa.go.jp/ordinary/earthquake201103.html)

金融機関の電話相談窓口

(URL: http://www.fsa.go.jp/ordinary/earthquake201103/20110325-1.html)

#### ○金融庁携帯サイト

「★東日本大震災関連情報」

(URL: http://www.fsa.go.jp/m/quake/jishin.html)



○金融庁ツイッター「金融庁関連情報」(URL: http://twitter.com/#!/fsa\_JAPAN)

## ○「官邸かわら版」の活用について

内閣広報室では、9月 12 日に野田内閣が進める重要政策について、総理の思いや取組み状況等を国民に分かりやすく伝えるために、首相官邸オフィシャルブログ「官邸かわら版」を開設しました。

金融庁におきましても、金融庁ウェブサイト及び金融研究センター・証券取引等監視委員会・公認会計士監査・審査会のウェブサイトに以下のバナーを設置しています。



#### 「官邸かわら版」

URL:http://kawaraban.kantei.go.jp/

## ○「e-Gov 電子申請システム」ご利用について

国民の利便性・サービス向上の取組みとして、金融庁が所管する申請・届出についても、「e-Gov 電子申請システム」の利用により、電子申請・届出をすることができますので、みなさまの積極的なご利用をお願いします。

本システムで手続きが可能な申請・届出等については「<u>申請・届出などの手続案内</u>」の「<u>法令一覧</u> による検索」をご確認ください。

なお、本システムのご利用にあたりましては、「e-Gov 電子申請システム利用規約」に同意していただく必要があります。

#### 「e-Gov 電子申請システム」利用のメリット

#### いつでも

時間にとらわれず夜間や休日でも24時間手続きができます。(注)本システムの保守等が必要な場合は、システムの運用停止等を行うことがあります。

#### どこでも

- 自宅や職場、遠隔地からでも、インターネット経由で手続きができます。
- (注) 添付書類のうち、公的機関証明書等、原本を提出する必要のあるもの等については、別に郵送等で提出していただくことになります。
- ※「e-Gov 電子申請システム」の使い方について、詳しくは e-Gov トップページの「電子申請とは」を ご確認ください。

# その「もうけ話」、大丈夫ですか? 詐欺的な投資勧誘にご注意ください!

「未公開株」や「ファンド」取引に関する詐欺的な投資勧誘が多発しています。 くれぐれもご注意ください。

### 「未公開株」や「私募債」の取引に関するご注意

- 一般的に、幅広い投資家に「未公開株」や「私募債」の取引の勧誘が行われることは、考えられません。
  - ⇒ <u>こうした取引の勧誘を行うことは、法律違反の可能性がありますので、絶対に</u> 関わらないようにしてください。

#### 「ファンド(組合など)」 取引に関するご注意

法律上、幅広い投資家に対して、組合などファンドへの出資の勧誘を行えるのは、 金融庁(財務局)の登録を受けた業者に限られます。

これ以外の者が勧誘を行うことは、法律違反の可能性がありますので、絶対に関らないようにしてください。

実際に投資を行うかどうかの判断は、取引内容を十分に理解した上で行うことが重要です。 少しでも不審に思った場合には、取引を見合わせることを含めて、慎重に対応することをお勧めします。

- ◎ 金融庁ウェブサイトでは、よりくわしい情報や、勧誘を行う業者が金融庁(財務局) の登録を受けているかを確認できます。
- ◎ なお、金融庁(財務局)の登録を受けている業者であっても、
  - ・その信用力などが保障されているものではありません。
  - ・「元本保証」「絶対に儲かる」などと説明して勧誘することは、禁じられています。

不審な勧誘を受けた場合などには、金融庁金融サービス利用者相談室に情報をご提供ください。

○ 金融庁金融サービス利用者相談室(受付時間:平日10時00分~17時00分)

電話 (ナビダイヤル): 0570-016811

※IP電話・PHSからは、03-5251-6811におかけください。

FAX: 03-3506-6699

#### ※詳細はこちらにアクセスしてください。

- ・ 投資勧誘等にご注意! (金融庁ウェブサイト)
- ・ <u>免許・許可・登録等を受けている業者一覧</u>(金融庁ウェブサイト)

#### ○皆様からの情報提供が市場を守ります!

<u>証券取引等監視委員会</u>は、市場分析審査、証券検査、課徴金調査、開示検査及び犯則事件の調査を通じて、市場の公正性・透明性を確保し、投資者を保護することを使命としています。

当委員会では、こうした調査や検査などの参考として有効に活用するため、広く一般の皆様から、市場において不正が疑われる下記のような情報を、電話や郵送、FAX、インターネット等により受け付けています。

#### <個別銘柄に関する情報>

- 相場操縦(見せ玉や空売りによるものなど)
- ・ インサイダー取引 (会社関係者による重要事実公表前の売り抜けなど)
- 風説の流布(ネット掲示板の書込みやメールマガジンによるデマ情報など)
- ・ 疑わしいディスクロージャー (有価証券報告書や適時開示など)
- 疑わしいファイナンス (架空増資や疑わしい割当先など)
- 上場会社の内部統制の問題

・・・など

#### <金融商品取引業者等に関する情報>

- ・ 証券会社や外国為替証拠金取引 (FX) 業者、運用業者、投資助言・代理業者などによる不正 行為 (リスク説明の不足、システム上の問題など)
- ・ 経営管理態勢や財務内容に関する問題(リスク管理、分別管理、自己資本規制比率の算定な ど) ・・・ など

#### <その他の情報>

- ・ 疑わしい金融商品や疑わしいファンド (投資詐欺的な資金集めなど)、無登録業者に関する情報
- ・ 市場の公正性を害するような市場参加者 (いわゆる仕手グループなど)に関する情報・・ など

以上のような情報につきましては、是非、当委員会までご提供をお願いします。なお、株式に限らず、 デリバティブや債券等に関する情報についても幅広く受け付けています(個別のトラブル処理・調査等 の依頼には対応していませんので、ご了承ください)。

インターネットからの情報のご提供は、証券取引等監視委員会ウェブサイトの<u>情報受付窓口</u>からお願いします。



一般からの情報提供を求めるポスター

#### ◆ 証券取引等監視委員会 情報受付窓口

〒100-8922東京都千代田区霞が関3-2-1中央合同庁舎第7号館

直 通:03-3581-9909 (情報受付窓口直通) FAX:03-5251-2136

https://www.fsa.go.jp/sesc/watch/

#### ○新着情報メール配信サービス(日本語版・英語版)へのご登録のご案内

金融庁ウェブサイトでは、**新着情報メール配信サービス(日本語版・英語版)**を行っています。皆様のメールアドレスをあらかじめ登録していただきますと、日本語版の場合、毎月発行される「アクセス FSA」や日々発表される各種報道発表など、新着情報を1日1回、電子メールでご案内します。

また、英語版でも金融庁英語版ウェブサイトの新着情報や「FSA Newsletter」など、新着情報を1日1回、電子メールでご案内します。

※ 日本語版の登録をご希望の方は、「新着情報メール配信サービス」に、英語版の登録は <u>Subscribing</u> to E-mail Information Service にアクセスしてください。

## ○証券取引等監視委員会ウェブサイトにてメールマガジン配信サービスへの ご登録のご案内

証券取引等監視委員会ウェブサイトでは、メールマガジン配信サービス(日本語版・英語版)を行っています。皆様の電子メールアドレスをあらかじめ登録していただきますと、証券取引等監視委員会ウェブサイトの新着情報や証券取引等監視委員会の問題意識等のメッセージを電子メールでご案内します。

※ 日本語版の登録をご希望の方は、証券取引等監視委員会ウェブサイトの<u>「メールマガジン配信サービス」</u>に、英語版の登録は<u>「Subscribing to E-mail Information Service」</u>にアクセスしてください。

# ○公認会計士・監査審査会ウェブサイトにて新着情報メール配信サービスへのご登録のご案内

公認会計士・監査審査会ウェブサイトでは、**新着情報メール配信サービス(日本語版・英語版)** を行っています。皆様の電子メールアドレスをあらかじめ登録していただきますと、公認会計士・監査審査会ウェブサイトの新着情報を電子メールでご案内します。

※ 日本語版の登録をご希望の方は、公認会計士・監査審査会ウェブサイトの「新着情報メール配信サービス」に、英語版の登録は <u>Subscribing to E-mail Information Service</u> にアクセスしてください。

## 【金融ここが聞きたい!】

このコーナーは、大臣の記者会見における質疑応答などの中から、時々の旬な情報をセレクトしてお届けするものです。さらにご覧になりたい方は、金融庁ウェブサイトの<u>「記者会見」</u>のコーナーにアクセスしてください。

- Q:一昨日に、日米欧の中央銀行がドル資金の供給策を発表しまして、昨日のマーケットでは、ドル 資金の調達金利は下がっているという状況なのですけれども、この政策の効果と現状のマーケット の状態について、大臣はどう見ていらっしゃるのか、お願いします。
- A. 今、お話がございましたように、今回の措置により、特に欧州におけるドル資金の円滑な供給が期待されるところであり、国際金融市場の安定確保に資する的確な対応がとられたものと考えております。 我が国金融機関の外貨資金繰りについて問題は生じていないが、金融庁としても、関係閣僚や日本銀行と連携しつつ、引き続き状況を注視してまいりたいと思っております。

【平成23年12月2日(金)閣議後記者会見】

- Q:冒頭ありました(中小企業金融)円滑化法の件ですけれども、最終延長ということで、これ以上 延長しないお考えという理解でよろしいかと思うのですけれども、今後景気というのは、悪化する 可能性もあるわけで、そういう中で再延長しないという判断に至った経緯をもう少し詳しく教えて ください。
- A. 中小企業金融円滑化法については、金融機関による円滑化法への対応は、基本的にその取組みは定着してきているというふうに思っております。

その一方、貸付条件の再変更等が増加しているなどの問題を指摘する声もあるところであります。 いわゆるリスケが増加しているなどの問題を指摘する声もあるところであります。

このような点に鑑み、中小企業者等の経営改善支援を含む総合的な「出口戦略」を講じるとともに、この事業再生等の支援に軸足を円滑に移していく「ソフトランディング」を図る必要があることから、今回に限り1年間再延長することとしたところであります。

金融庁といたしましては、このような施策を推進することにより金融機関の業務の健全かつ適切な運営の確保に配慮しつつ、金融の円滑化を図るとともに、中小企業者等の経営改善を積極的に支援してまいる所存であり、同法を再延長することは、考えておりません。

【平成23年12月27日(火)閣議後記者会見】



## 【12月の報道発表】

12	月	1	Ħ
----	---	---	---

<u>アクセス</u> アクセス 障がい者等に配慮した取組みに関するアンケート調査の結果について(速報値)

公募増資に関連する空売り規制の施行等について

5日

アクセス

「信用金庫法施行規則等の一部を改正する内閣府令等(案)」の公表について

アクセス

「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」の一部改正(案)の公表について

アクセス

第8回金融審議会「我が国金融業の中長期的な在り方に関するワーキング・グループ」議事次第

アクセス

金融庁における金融行政体験制度(インターンシップ)の実施について

	アクセス	]   金融審議会「インサイダー取引規制に関するワーキング・グループ」(第5回)議事次第
<mark>6日</mark>	アクセス	保険会社のグループ経営に関する規制の在り方ワーキング・グループ(第9回)議事次第
<u> </u>	アクセス	第42回金融トラブル連絡調整協議会資料
8日	アクセス	生命保険会社の合併について
ОД	アクセス	本式会社七十七銀行に対する資本参加の決定について
9日	アクセス	主要行等の平成 23 年 9 月期決算の概要
ОД		上支   マットル 28 + 5 / 1 / 1 / 1 / 1 / 1 / 1 / 1 / 1 / 1 /
	アクセス	
	アクセス	経営健全化計画の見直しについて 
	<u>アクセス</u> アクセス	│ 破綻金融機関の処理のために講じた措置の内容等に関する報告 │ │ 国際連合安全保障理事会決議第1929号の履行に付随する措置の対象の追加について
12 日	アクセス	国际建立女主保障理事会依護第1929号の履行に的題りる指直の対象の追加について     平成24年度税制改正大綱における金融庁関係の主要項目について
13 日		十次 24 千浸代前成正人間における金融が   関係の主要を行じ ラジ・で     中小企業金融円滑化法に基づく貸付条件の変更等の状況について(速報値)
13 <u>D</u>	アクセス	
14 🖂	アクセス	酒井重工業株式会社株式に係る相場操縦に対する課徴金納付命令の決定について
14日	アクセス	「金融庁業務継続計画」の改定について
16 日	アクセス	UBS証券会社東京支店及びユービーエス・エイ・ジー在日支店に対する行政処分について
	アクセス	シティグループ証券株式会社に対する行政処分について
	アクセス	シティバンク銀行株式会社に対する行政処分について
	アクセス	業務改善命令を発出した生命保険会社 10 社の改善状況について
19日	アクセス	証券決済リスク削減に向けた市場関係者の取組の進捗状況について
20 日	アクセス	K・B・C株式会社に対する行政処分について
	アクセス	第9回金融審議会「我が国金融業の中長期的な在り方に関するワーキング・グループ」議事次第
04 H	アクセス	「金融トラブルに巻き込まれないためのシンポジウム」の開催について(広島) 
21 日	アクセス	「金融トラブルに巻き込まれないためのシンポジウム」の開催について (大阪) 信用格付業者の関係法人の指定に係る金融庁告示 (無登録格付の説明事項に係るグループ指定)
22 日	アクセス	の制定(更新)について
	アクセス	ライツ信託株式会社に対する行政処分について
26 日	アクセス	平成24年度予算及び機構・定員について
	アクセス	企業会計審議会総会・企画調整部会合同会議議事次第
	アクセス	「『店頭デリバティブ市場規制にかかる検討会』における議論の取りまとめ」について
	アクセス	2011年度金融知識普及功績者表彰について
	アクセス	インスペック株式会社株式に係る相場操縦に対する課徴金納付命令の決定について     日本産業ホールディングズ株式会社に係る四半期報告書の虚偽記載に対する課徴金納付命令の決
	アクセス	日本産業が一ルノイングへ体式去社に係る四十期報音音の虚偽記載に対する確認金利的明节の伏定について
	アクセス	トラベラー株式会社株式に係る相場操縦に対する課徴金納付命令の決定について
	アクセス	金融商品取引業等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令について
27 日	アクセス	MF Global FXA 証券株式会社に対する行政処分(延長)について
	アクセス	「金融商品債務引受業の対象取引から除かれる取引及び貸借を指定する件の一部を改正する件 (案)」の公表について

アクセス 経営健全化計画の履行状況報告について アクセス 自見金融担当大臣談話ー中小企業金融円滑化法の期限の最終延長等について一 銀行等保有株式取得機構及び生命保険契約者保護機構について アクセス (自見内閣府特命担当大臣平成23年12月27日閣議後記者会見) 28 日 アクセス 中小企業の業況等に関するアンケート調査結果の概要 アクセス 全国信用協同組合連合会に対する信託受益権等の買取りの決定について アクセス 貸金業関係資料集の更新について アクセス 東日本大震災以降に約定返済停止等を行っている債務者数及び債権額について (9月末)

<mark>アクセス</mark> マークより公表ページを見ることができます。

# 【12月のアクセス数の多いページ】

このコーナーは12月の「報道発表」から特にアクセス数の多かったページを掲載しています。 なお、過去のアクセス数の多いページをご覧になりたい方は金融庁ウェブサイトの<u>アクセス数の多いページ</u> (過去の情報等)にアクセスしてください。

- ・金融庁が検査実施中の金融機関
- ・中小企業等に対する金融円滑化対策について
- ・免許・許可・登録等を受けている業者一覧
- ・「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」の一部改正(案)の公表について
- ・シティバンク銀行株式会社に対する行政処分について
- ・「行政処分事例集」の更新について
- ・業務改善命令を発出した生命保険会社10社の改善状況について
- ・平成24年度税制改正大綱における金融庁関係の主要項目について
- ・「資本性借入金」の積極的活用について
- ・生命保険会社の合併について

以上